

# トラック運転者の時間外労働の上限規制の適用に対応するための説明会を開催します

— 荷主と道路貨物運送事業者の協力による労働時間の短縮に向けた説明会を開催する —

石川労働局では、国土交通省北陸信越運輸局石川運輸支局及び一般社団法人石川県トラック協会とともに、令和6年4月1日から時間外労働の上限規制が適用されるトラック運転者の労働時間の短縮を図ることを目的とした説明会を下記により開催します。

## 1 名称

「荷主と道路貨物運送事業者との協力によるトラック運転者の労働時間の短縮に向けた説明会」

## 2 開催の目的

令和6年4月1日からトラック運転者に対する時間外労働の上限規制が適用される場所、トラック運転者の労働時間の短縮は、雇用主である道路貨物運送事業者の努力だけでは限界があります。今回の説明会は、道路貨物運送事業者だけでなく荷主にも参加を呼びかけ、荷主の皆様にも、今後のトラック運転者に対する時間外労働の上限規制の内容やトラック運転者の労働時間短縮に荷主の協力が必要であることなどを理解いただくことで、双方の協力によるトラック運転者の労働時間の短縮が図られることを目的としています。

## 3 開催日時・場所

- ① 金沢会場：令和5年3月9日（木）14時～15時30分  
石川県トラック会館（金沢市栗崎町4丁目84-10）
- ② 小松会場：令和5年3月13日（月）14時～15時30分【定員に達しました】  
小松日の出合同庁舎6階会議室（小松市日の出町1-120）
- ③ 七尾会場：令和5年3月14日（火）14時～15時30分  
七尾地方合同庁舎会議室（七尾市小島町西部2）及びオンライン

## 4 参加対象者

荷主及び道路貨物運送事業者

## 5 説明内容

- (1) 荷主勧告制度について（国土交通省北陸信越運輸局石川運輸支局）
- (2) 今後のトラック運転者に対する時間外労働上限規制等について（厚生労働省石川労働局）
- (3) その他（質疑応答など）

## 6 問合せ先

石川労働局労基準部監督課  
電話：076-265-4423（担当：小谷）